

フルタイム終了時は年金手続が必須！

平成28年度末年齢が61歳以上で、再任用フルタイム勤務を終了される方や首都大学東京を退職される方は、終了(退職)時に年金に関する手続が必要となります。

平成29年1月に所属所宛での調査を行いますので、該当する方は必ず事務担当者へお申出ください。



平成28年度末年齢		手続	手続内容	手続方法
62～65歳		退職改定請求	すでに決定している年金に関して、フルタイム終了(退職)時までの組合員期間や報酬等の記録を加算し、年金額を改めて決定します。	3月上旬に請求書類を送付しますので、必要書類を整えて、期限までに提出してください。
61歳	4/2～10/1 生まれ	年金決定請求	退職後すぐに老齢厚生年金の受給権が発生するため、誕生日以降に決定請求手続をしていただけます。	62歳の誕生日前に請求書類を送付しますので、誕生日以降に提出してください。
	10/2～4/1 生まれ	待機者登録	老齢厚生年金の受給権が発生するまで「年金待機者」として年金記録を登録していただけます。 ※ 老齢厚生年金の請求手続は62歳になった後です。62歳の誕生日の3か月前に老齢厚生年金の決定請求書が自宅に届きます。	フルタイム勤務終了時に「退職届書」を提出してください。



年金を受給するには請求手続が必要です。

なお、年金請求手続後、年金の支給までには、概ね4～5か月かかります。

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎ 03-5320-6828